

(令和7年度第5回理事会承認)

2026年7月22日

一般社団法人家財整理相談窓口

一般社団法人家財整理相談窓口 ロゴ・マークの使用ガイドライン

1. ロゴ・マーク使用ガイドラインの目的

本件ガイドラインは、一般社団法人家財整理相談窓口が提供するロゴ・マークの各種商標を使用する際のデザインの規定や注意点、及び具体的な使用例に関する基本ルールを定めたものです。

当団体のロゴ・マークの使用希望者（以下「使用者」と云う。）は、当団体の趣旨をご理解いただき、正しくご使用ください。

当団体の会員は、本件ロゴ・マーク使用ガイドラインに定める範囲内で、ガイドラインを遵守する場合に限り、当団体ロゴ・マークを無償で 사용할 ことができます。使用者は、当団体ロゴ・マークの使用にあたり、本件ロゴ・マーク使用ガイドラインに同意したものと見なします。

2. ブランドコンセプト

家財整理業界が抱える多くの社会問題やトラブルを解決し、業界全体の信頼性を高めることにより、依頼者が安心して利用できる業界を確立することを責務としています。

<色の持つイメージ>

オレンジ：元気・親しみ

ブルー：誠実・信頼・清潔・整理

家：依頼者・国民・消費者



<家財整理業界の新しい価値の創造・普及>

オレンジ（元気・親しみ）とブルー（誠実・信頼・清潔・整理）のラインが、家（依頼者・国民・消費者）の周囲で円を描くように重なり合い、円環（サイクル）を作っています。これは、サービスや信頼が途切れることなく持続する様子であり、親しみやすさと高い信頼性をバランスよく両立させていることを表現したものです。

3. 権利帰属

当団体ブランドに関する一切の権利（著作権、商標権等含む）は、当団体にすべて帰属します。

4. 使用目的

使用者は、以下の場合に限り、当団体ロゴ・マークを使用することができます。

- ・当団体の会員、準会員、賛助会員の自社サイトや名刺への掲載：所属の証明や、活動の周知を目的として使用する場合
- ・当団体サービスの紹介が目的：当団体が認めた Web サイトや団体活動などで当団体サービスの紹介を目的として使用する場合
- ・提携協力関係にある使用者：外部のビジネスパートナーや、公式に連携している団体に対して当団体が認めた場合

5. 免責

当団体のロゴ・マークは、現状のまま提供されるものです。その内容の正確性や、第三者の権利を侵害していないことについて、当団体がいかなる保証を行うものでもありません。また、ロゴ・マークの使用によって生じた損害（トラブル、データの破損、第三者からの請求など）について、当団体は一切の責任を負いかねます。ご利用にあたっては、使用者自身の責任においてご使用ください。

6. ガイドラインの変更

当団体は、当団体が必要と判断する場合、本ガイドラインをいつでも変更できるものとします。変更後のガイドラインは、当団体ウェブサイト上の適宜の場所に掲示された時点から効力を生じるものとし、変更後に使用者が当団体ロゴ・マークを使用した場合、当該変更に同意したものとみなします。

7. 準拠法及び裁判管轄

ロゴ・マーク使用ガイドラインの準拠法は日本法とします。

当団体ロゴ・マークに起因し又はこれに関連して使用者と当社との間に生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

8. 不正使用（禁止行為）

- ・当団体の許諾を得ることなく、上記 4 項に定める使用目的以外に当団体のロゴ・マークを使用すること。

- ・当団体のロゴ・マークの変形、加工、改変すること。
- ・当団体のロゴ・マークを他社のサービス名、商標、ロゴ、マーク、企業名等の一部として使用すること。
- ・当団体サービスの誹謗中傷又はその評判を貶めるような方法で当団体のロゴ・マークを使用すること。
- ・違法、反社会的勢力に関連する内容、わいせつ又は公序良俗に反する内容の媒体等で当団体ロゴ・マークを使用すること。
- ・その他、当団体が当団体裁量において不適切と判断する方法で当団体ロゴ・マークを使用すること。

9. 使用者の責任

当団体は、使用者がロゴ・マーク使用ガイドラインに違反して当団体ロゴ・マークを使用していると認めた場合、又は当団体裁量で必要と判断した場合、使用者に対して、当団体ロゴ・マークの使用停止、その他、当団体が必要かつ適切と判断する措置を講じることができるものとします。

使用者は、当団体ロゴ・マークを使用したことに起因して（当団体がかかる使用を原因とするクレームを第三者より受けた場合を含みます）、当団体が直接的又は間接的に何らかの損害（弁護士費用の負担を含みます）を被った場合、当団体の請求にしたがって直ちにこれを補償しなければなりません。

10. 附則

このガイドラインは、理事会の承認を得て、2026年7月9日から発効する。

（付記）

2026年7月9日 制定（理事会承認）